



平成28年7月14日

各 位

会社名 佐鳥電機株式会社
代表者名 代表取締役社長兼 CEO
佐鳥 浩之
(コード番号：7420 東証・第一部)
問合せ先 上席執行役員 (人事・総務担当)
古泉 豊志
(TEL：03-3452-7170)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年7月14日開催の取締役会において、平成28年8月25日開催予定の第74期定時株主総会にて、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会および取締役会の招集権者および議長について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、現行定款第13条（招集権者及び議長）および第21条（取締役会の招集権者及び議長）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 | 平成28年8月25日 (木) |
| (2) 定款一部変更の効力発生予定日 | 平成28年8月25日 (木) |

【別紙】変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、代表取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、先順位の代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、先順位の他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>前項の取締役に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、先順位の代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、先順位の他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>前項の取締役に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>

以 上